

平成 29 年 9 月 15 日

東京都 知事 小池 百合子 殿
東京都福祉保健局保健政策部健康推進課 御中

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方に対する意見

全国飲食業生活衛生同業組合連合会
会長 森川 進

2017 年 9 月 8 日に公表されました「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」（以下、基本的な考え方）に関して、全国飲食業生活衛生同業組合連合会（以下、当連合会）としての意見を以下の通りお伝え致します。

現在、東京都におきましては、「外国人旅行者の受け入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境補助金制度」「飲食店等における受動喫煙防止の店頭表示」をはじめとした、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取組みを行っております。当連合会としても受動喫煙防止に異論を唱えるものではなく、2010 年より「望まない受動喫煙防止」目的に店内の喫煙環境を店頭等へステッカーで掲示する取組みを進めてまいりました。また、当連合会に加盟している東京都飲食業生活衛生同業組合においても、東京都の取組みの趣旨に賛同し、助成制度の活用を組合員に周知し、東京都が行う各種調査やステッカーの普及に積極的に協力する等、東京都と共に受動喫煙防止の取組みを推進していた次第でございます。

この取組みは 2015 年 5 月に纏められた「東京都受動喫煙防止対策検討会における議論のまとめ」に基づき、東京都が別途定めた工程表に則り、推進されていた政策であり、2018 年までに再度、工程表に則った取組みの効果を振り返ることにより、その後の東京都における受動喫煙防止対策が検討されるものと承知しておりました。

そのような中、何のご説明もないまま、唐突に基本的な考え方を示し、また、わずかな期間におけるパブリックコメントを実施し、早期に条例を制定させるというご意向を示され、都下約 1 万人の組合員は非常に困惑しております。

また、当連合会においては、様々な業態かつ小規模事業事業者が多いため、東京都が公表した基本的な考え方で示された「原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可）」という考え方に基づく対策は、経営への甚大な影響が懸念され、受け入れられる店舗はほとんどございません。

さらには、基本的な考え方で示す対策は、業界の実情とこれまでの自主的な取組みを無視した規制内容であり、断固反対です。

受動喫煙防止対策強化においては、影響を受ける関係者が多く、国や他自治体でも慎重に議論を進めております。東京都においても、今後、影響を受ける様々な団体の意見を開かれた場でお聞き頂く等、慎重な議論を行って頂くようお願い致します。

文中にてお伝えした通り、これまでの様々な報道や基本的な考え方に対して、組合員より多くの声が寄せられており、別紙にてご紹介いたします。小池知事、保健当局におかれましては、飲食店経営者の切実な声として、重く受け止めて頂くようお願い致します。また、組合員においては高齢者も少なくないことから、実施中のパブリックコメントへの意見投稿が困難な場合もありますので、別紙に記載されている一つ一つの内容については、パブリックコメントに寄せられた意見としてお取り扱い頂き、ご回答、及び東京都としての考え方をお示し頂きますようお願い致します。

以上